平成27年 4月 8日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

浪江町

# **１　促進計画の区域**

別紙地図に記載のとおりとする。

# **２　促進計画の目標**

1. 旧浪江町、旧請戸村、旧幾世橋村、旧大堀村並びに旧苅野村の区域
2. 現況

　本地域は、町の中央部に位置し、年間をとおして比較的温暖な気候で、冬は日照に恵まれ降雪もほとんどなく、水稲を中心に野菜や肉用牛の生産など、豊かな自然を生かした複合経営が展開されていた。

東日本大震災に伴い発生した原発事故の放射性物質拡散により全地域が避難指示区域となり、いまだに全住民が避難を余儀なくされている。

このため、浪江町復興町づくり計画に掲げる農林水産業の再開の実現に資するため、津波被災地域の農業生産基盤の復旧とともに、除染を加速化し、営農再開を促進することが最優先課題となっている。

また、営農再開を促進するためには、地域の共同活動により水路、ため池などの土地改良施設を適切に保全管理していく取組を行うことが必要とされている。

1. 目標

　（１）を踏まえ、本地域では、浪江町復興町づくり計画に掲げる農林水産業の再開の実現に資するため、地域の営農体制の再構築を図り､営農再開を促進する観点から、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

# **３　法第６条２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| ① | 旧浪江町、旧請戸村、旧幾世橋村、旧大堀村並びに旧苅野村の区域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業 |

# **４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

# **５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

　特になし。